

令和 8 年 4 月 1 日

各部等の長 様
各事務局長 様

財務部長

令和 8 年度予算執行方針について（依命通達）

令和 8 年度は、令和 6 年 9 月に策定した「伊達市財政構造改革プログラム」に基づき、「第 3 次総合計画」の将来像「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市」を実現するため、限られた財源を最大限に活用した収支均衡型の財政構造への変革に取り組むとともに、重点推進分野への重点的・優先的な配分により、持続可能な未来へと歩みを進める予算編成とした。

本市の財政状況は、経常収支比率が令和 5 年度から令和 6 年度にかけて 96.4%から 97.5%と悪化し、財政構造の硬直化が進んでいる。さらには、医療費、福祉サービス費等の社会保障費及び公債費が増加していることに加えて、公共施設等の維持管理費のほか、物価上昇など社会情勢を背景とした新たな財政需要の増加も見込まれることから、本市の財政運営は非常に厳しい状況にある。

しかし、このような状況においても市民が安心して生活するために必要な行政サービスを提供するとともに、将来に向けた財政基盤の構築を図るため、伊達市財政構造改革プログラムに基づき、職員一人ひとりが市の財政運営について自らの問題として捉え、個々の事業執行において常にコスト意識をもって業務に取り組み、持続可能な行財政経営をより一層推進するため、下記の事項に留意の上、予算執行に万全を期すよう、命により通達する。

記

1 全般的事項について

- (1) 予算執行に当たっては、目的を踏まえた戦略・戦術で、抜本的な事務事業の見直しにチャレンジしながら諸課題に積極的に取り組み、「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市」の実現に向け事業を進めること。

- (2) 事業目的を効果的かつ効率的に達成するため、全ての経費について予算執行前に仕様や数量、執行方法及び事業実施の規模などの見直しを行うとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう適切な事業執行に当たること。
- (3) 国・県をはじめ多様な財源の積極的な確保に努めること。
また、ネーミングライツ、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、有料広告、民間団体の補助金など、新たな資金調達の積極的な活用を図ること。
- (4) 事務事業の実施に当たっては、市民協働による行政経営を念頭に置き、計画立案から実施の各段階において、常に市民への説明責任を意識して取り組むこと。
- (5) 予算の執行に当たっては、早期の起工、発注に努めるとともに、他の工事等との関連や実施時期を見極め、早期に事業効果が発現されるよう創意工夫すること。
- (6) 予算の繰越は、やむを得ない事情等により予算執行上例外的に認められる措置であることを再認識し、年度当初からの計画的かつ早期の事業執行を図ること。

2 歳入に関する事項について

(1) 市税について

市税は、税制改正や物価高騰の影響などによる景気動向により、企業及び市民の収入の変動が懸念されることから、本市の財政運営に及ぼす影響を考慮しながら、課税客体的確な把握に努めること。

また、市税等の収納については、納期限内の納入の促進に努めるとともに、関係機関との連携や全庁的な取り組みによる収納率の向上に努めること。

(2) 使用料、手数料及び負担金について

使用料、手数料及び負担金は、滞納が生じないように留意し、過年度の未収金については、整理計画を立て回収に努めること。

(3) 国・県支出金について

国・県支出金については、内示及び交付決定の時期を勘案の上、適切に補助事業等を実施するため、国等の関係機関との情報の共有や調整を図ること。

また、一般財源で実施している事業については、改めて国・県が示している補助事業の内容を確認し、補助事業に該当するものは積極的に

財源の確保を行うとともに、国・県補助金などの制度改正等の影響の把握に努め、執行に当たっては更なる財政負担が生じないよう対処すること。

(4) 地方債について

地方債を財源とする事業については、財政課と情報共有を図りながら、進捗状況を適切に管理すること。

3 歳出に関する事項について

(1) 人件費について

人件費は、職員一人ひとりが市民サービスの担い手であり、その向上に資するための費用であることから、時間外勤務については所属長が当該勤務の必要性の事前確認及び業績の把握に努めるとともに、業務の見直し等の事務改善、勤務時間の割り振り及び勤務日の振替の活用を図るなど、事務の効率化と職員の健康等に配慮しながら予算の範囲内で執行すること。

(2) 物件費について

業務委託、物品購入、施設維持管理等の経費は、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、執行時点での再度の内容精査を行い、予算の範囲内で創意と工夫により節減を図ること。

また、電気料金、燃料費等の値上げに対応するため、省エネへの取り組みや節電の徹底を図ること。

(3) 補助金及び交付金について

補助金及び交付金については、前年度踏襲ではなく、交付団体等の繰越金などに留意し、補助の目的、有効性など交付団体の事業内容の実態を把握した上で、補助率や補助金額の見直しなど補助金のあり方を検討しながら事業執行を行うこと。

(4) 工事請負費について

工事の早期発注に努め、計画的に事業を執行し、年度内に事業を完了すること。

なお、事業実施に伴い生じる請差残金等を追加工事や他の事業等に流用することは認めないものとし、やむを得ず請差残金等の流用が必要な場合は、事前に財政課と協議すること。

4 その他に関する事項について

(1) 事務事業を進めるに当たっては、目的、現状、効果及び課題を見極め、

令和9年度予算編成に繋がるよう事務事業の検証を行うこと。

- (2) 予算の流用は原則認めないこととする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、事前に財政課と協議すること。
- (3) 予算の執行残額は、減額補正により処理すること。また、年間を通じて計画的な執行に努め、年度末に予算の執行が集中することのないようにすること。
- (4) 地域経済の活性化に寄与するため、地域産業の育成と地元企業の活性化にも配慮し、地元企業等の受注機会の拡大に努めること。
- (5) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、指定管理者任せにすることなく、市自ら施設の設置者として、常にその管理運営や委託事業の状況を把握すること。
- (6) 公社等外郭団体については、その経営状況が市の行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、適正な事業運営が行われるよう常に状況を把握すること。

5 特別会計及び企業会計について

特別会計及び企業会計についても、一般会計と同一基調のもと、経営の基本原則である独立採算制を十分意識し、積極的に歳入確保を図り、一層の経営の簡素合理化及び能率化を基本として執行すること。

特に企業会計については、健全な財政の保持と効果的運営に努め、将来にわたり持続可能な経営を行い、財源の減少は経費の圧縮で対応するなど、安易に収支補填を一般会計に求めることのないよう一層の自助努力を行うこと。